

## 平成29年度 重点事業・主要事業

## 峡南保健福祉事務所

## 重点事業

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1) 在宅医療・ケアの推進 | ... 1 8 |
| 2) 災害時体制の充実   | ... 2 0 |

## 主要事業

- |          |  |         |
|----------|--|---------|
| 1) 福祉課   | 管内及び所内の災害体制の充実                           | ... 2 2 |
|          | 峡南圏域における発達障害(児)者等に係る支援体制の強化              | ... 2 3 |
| 2) 生活保護課 | 就労支援の充実・強化                               | ... 2 4 |
|          | 訪問調査活動の充実                                | ... 2 5 |
| 3) 長寿介護課 | 地域包括ケアシステムの構築                            | ... 2 6 |
|          | 介護サービス事業者の指導監督及び<br>各町に移譲される業務等に関する支援の強化 | ... 2 7 |
| 4) 衛生課   | 食品による事故の防止および食品の安全性確保の充実                 | ... 2 8 |
|          | 生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による<br>健康被害の未然防止       | ... 2 9 |
|          | 薬物乱用防止対策                                 | ... 3 0 |
| 5) 地域保健課 | 災害時医療体制の充実                               | ... 3 1 |
|          | 在宅医療の推進                                  | ... 3 3 |
|          | いのちのセーフティネット体制の推進強化                      | ... 3 5 |
| 6) 健康支援課 | 在宅医療広域連携等推進事業                            | ... 3 6 |
|          | 生活習慣病予防対策                                | ... 3 7 |
|          | 難病患者の支援体制の整備                             | ... 3 8 |

H29 年度 重点事業

担当課

長寿介護課・地域保健課・健康支援課

事業名

在宅医療・ケアの推進

経緯・課題

峡南地域は、過疎化・高齢化が進み、認知症及び介護が必要な人は多いが、保健医療福祉従事者等の人材資源が非常に少ない。

そのため、住民が在宅療養を望んだ時に安心して療養できる地域の実現に向け、峡南地域の実情に即した在宅医療や地域包括ケア体制の整備をめざし、認知症も含めた医療と介護の連携について重点的に取り組む必要がある。

<経緯>

平成 21 年 11 月に「峡南医療圏地域医療再生計画」を策定し、峡南地域医療連携協議会及び専門 4 部会を設置した。平成 23 年 4 月、峡南在宅医療支援センターを設置し、センター機能として、医療機関の協力を得て峡南在宅ドクターネットの運用を開始した。

平成 25 年度から、当所で在宅医療の推進を図るため在宅医療推進事業として多職種人材育成研修会・住民への普及啓発事業に取り組み、多職種が協議・連携する「峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議」は平成 26 年度に設置した。

平成 26 年 3 月地域医療再生計画の終了に伴い、同年 4 月から峡南在宅医療支援センターは 5 町が事業主体となり飯富病院に管理運営を委託し、同年 12 月から峡南地域在宅患者情報共有システム（コメット）試行運用開始、平成 27 年 4 月から本運用を開始した。

平成 28 年度から、介護保険の地域支援事業として包括的支援事業の在宅医療・介護連携の推進事業の一部を各町が委託し、峡南在宅医療支援センターの機能強化を図った。

地域包括ケアシステムの構築を目指し、各町の地域ケア会議の開催に向け支援を行った。

認知症支援として、医師会による認知症相談窓口、専門医、地域包括等との連携した支援体制づくりに取り組んでいる。

<課題>

在宅医療多職種連絡会議、多職種人材育成研修会を継続開催し、より医療と介護の連携について地域の特性を踏まえた取り組みを推進する。また、多職種人材育成研修会は、広域的な人材育成の場となっているが、管内でも多職種連携を目的に研修会が多数開催されるようになったため、目的や対象を精査し、当所の役割を明確にする必要がある。地域包括ケアシステム構築を目指し、平成 29 年度は、第 6 期介護保険事業計画の進捗状況の確認に加え、第 7 期計画の策定に向けた支援を行う必要がある。

「認知症初期集中支援チーム」の設置及び認知症地域支援推進員未配置町への支援を行い、圏域での認知症支援体制を強化する必要がある。

峡南在宅医療支援センターが、在宅医療の拠点としての地域包括ケアの一体的な支援体制を構築するため、5 町が委託した在宅医療・介護連携推進事業の推進、コメット・峡南在宅ドクターネット等の機能が効果的に発揮できるよう支援を行う必要がある。

在宅医療と地域包括ケアの一体的な体制整備に向けて、所内在宅医療・ケア推進会議を開催し、各課の情報共有、連携を強化し、計画的に事業を推進する必要がある。

内容

峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議の開催（3 回）

- ・在宅医療と介護の連携推進を図るため、多職種による連絡会議を開催し、課題解決に向けた意見交換を行う。

峡南地域在宅医療多職種人材育成研修会の開催（2 回）

- ・管内でも多職種連携を目的に研修会が多数開催されているため、目的や対象を精査したうえで連携を図り、役割分担のもと研修会を開催する。

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>第6期介護保険事業計画実施及び第7期計画の策定に向けた支援（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステム構築を目指し、第6期介護保険事業計画の進捗状況の確認に加え、第7期計画の策定に向けた支援を行う。</li> </ul> <p>認知症支援体制づくり（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・峡南5町で設置を予定している「認知症初期集中支援チーム」への支援と、認知症地域支援推進員の配置働きかけ、併せて平成28年度実施した認知症相談窓口等への調査結果を基に、チームを中心としたより実効性のある認知症支援体制の強化を図る。</li> </ul> <p>峡南在宅医療支援センターへの支援（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・峡南在宅医療支援センターが、在宅医療の拠点としての地域包括ケアの一体的な支援体制を構築するため、5町が委託した在宅医療・介護連携推進事業の推進、コメント・峡南在宅ドクターネット等の機能が効果的に発揮できるよう支援を行う。</li> </ul> <p>所内在宅医療・ケア推進会議の開催（4～5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・ケアの推進に関する各課の情報共有・連携を強化し、各課が実施する事業の計画的・効果的な推進を図る。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">全 体 計 画 ・ 留 意 事 項</p>	<p>峡南地域の実情に即した地域包括ケアシステム構築をめざし、認知症も含めた医療と介護の連携について重点的に取り組む。</p> <p>平成29年度末に事業終期を迎える予定の「多職種連絡会議」「多職種人材育成研修会」については、これまでの取り組みを整理し、平成30年度からの事業展開について、各町・峡南在宅医療支援センター等と協議・調整する。</p> <p>各町の第6期介護保険事業計画の進捗支援と合わせ、地域包括ケアシステム構築に向けた第7期介護保険事業計画策定について支援する。</p> <p>「峡南地域認知症初期集中支援チーム」設置への支援、認知症地域支援推進員の全町配置、チームを中心としたより実効性のある認知症支援体制の構築を目指す。</p> <p>峡南在宅医療支援センターが、在宅医療の拠点としての地域包括ケアの一体的な支援体制を構築するため、5町が委託した在宅医療・介護連携推進事業の推進、コメント・峡南在宅ドクターネット等の機能が効果的に発揮できるよう支援を行う。</p> <p>在宅医療と地域の包括ケアの一体的な体制整備に向けて、所内で「在宅医療・ケア推進会議」を開催し、各課の情報共有、連携を強化し、計画的に推進する。</p>

事業名

災害時体制の充実

経緯・課題

峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する恐れのある集落が存在し、また、県内で最も高齢化が進行している地域でもあることから、災害発生時の迅速な初動対応が求められている。

そのため、関係機関との連携強化を図るとともに、所内災害時対応を整備し、災害時体制の充実を図る。

<経緯>

医療救護訓練については、平成 21 年度から峡南地区独自で管内医療機関を初めとする関係機関が参加し実施している。平成 26 年度からは県医務課主催の全保健所同一日の情報伝達訓練に併せ各種訓練を実施し、少人数参集時に誰でも行動できるアクションカードの作成に着手した。平成 27 年度は併せて市川三郷町での医療救護所設置訓練及び DMAT 隊によるトリアージ研修会を開催した。平成 28 年度は、例年の情報伝達訓練に加え、内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練と県防災危機管理課主催の山梨県地震防災訓練（早川町会場）にも参加し、地区医師会との連携の確認、課題の検証を行った。

また、医療依存度の高い長期療養児及び難病患者等に対し、平成 24 年度から災害時における支援を検討・実施している。

<課題>

所内及び関係機関等の職員が、衛星携帯電話・EMIS 等の情報共有ツールを速やかに操作できる体制整備及び衛星携帯電話等が使用不可能な状況を想定した通信手段の確保、地区災害対策本部と現地調査班の連絡通信手段の具体的な検討が必要である。

情報伝達訓練において、医療救護班要請に伴う派遣決定の連絡方法等について、確実な連絡ができる体制の検討等を行う必要がある。

町の医療救護所の設置について、具体的な設置レイアウトの作成、備品・医療資機材確保など、設置に向けたマニュアル作成も含めた準備が必要である。

医療救護対策本部設置予定施設の倒壊・水没を想定し、代替設置場所の検討を進める必要がある。

医療費助成の申請受理、患者及び家族の療養生活の相談・支援や支援ネットワークの構築、災害時を想定した平時の準備が必要である。

アクションカードに記載する業務を拡大するとともに、検証訓練や検討会議を繰り返し行い、完成度の高いものを目指す必要がある。

平成 26 年 2 月の豪雪被害をうけ、同年 10 月に山梨県地域防災計画が改正されたが、職員のとるべき行動や各町との関係、情報収集システム等の全容が把握できていない状況である。今後、これらの課題に応じて対応する必要がある。

内容

<医療救護訓練関係>

大規模災害を想定した訓練の継続実施

- ・情報伝達訓練を実施し、管内関係機関・県災害対策本部・他保健所等との情報伝達と連携の確認。

- ・山梨県大規模災害時医療救護マニュアルにおける関係機関の役割確認、様式等の検証。

町及び関係機関・団体等の対応力の強化

- ・衛星携帯電話・EMIS 等の操作マニュアルの提供と早期研修の勧奨。

- ・EMIS 操作練習期間の提供とヘルプデスク対応。

- ・医療救護所設置訓練やトリアージ研修会等を通じ、災害時の医療救護所・医療救護班における地区医師会を初めとする関係機関の連携の強化。

- ・訓練参加機関担当者による事前事後会議を開催し、訓練前のスキルアップと訓練後の評価検証と改善策の検討を行い、災害体制に関する関係者間の情報共有を行う。

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内1町による医療救護所の設置訓練を開催し、専門機関（DMAT 隊、消防）等による指導助言と他町及び関係者による意見交換を行う。</li> <li>・トリアージ研修会を開催し、医療救護活動のスキルアップを行う。</li> </ul> <p>既存の災害情報ツールが使用不可能な状況を想定した通信手段確保の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型デジタルトランシーバーの運用について、具体的な検討を進める。</li> </ul> <p>医療救護対策本部代替え設置場所の検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップ等による被災想定を踏まえた検討を進める。</li> </ul> <p>&lt;要援護者対策&gt;</p> <p>医療受給者証更新手続きに併せ、災害時を想定した平時の準備について啓発を行う。 人工呼吸器使用患者についての名簿の作成とマップを作成し、災害時の支援計画について介護支援専門員や訪問看護師等の関係職種と情報共有し、役割の確認を行う。</p> <p>&lt;アクションカード関係&gt;</p> <p>アクションカードを用いた検証訓練及び検討会議を繰り返し、対象業務を拡大し、その内容を検証する。 所内対応マニュアル（急性期用）とアクションカードとの整合性を図り、修正する。</p>
<p style="text-align: center;">全 体 計 画 ・ 留 意 事 項</p>	<p>&lt;医療救護訓練関係&gt;</p> <p>10月～11月頃の県下一斉情報伝達訓練において、関係機関との情報報告、共有等の訓練が実施される予定。昨年度の課題や改訂された様式を検証し、災害体制の強化を図る。</p> <p>&lt;要援護者対策&gt;</p> <p>医療受給者証更新手続きを機会として、自ら災害時を想定した平時の準備ができるよう啓発を行う。</p> <p>&lt;アクションカード関係&gt;</p> <p>アクションカード検討会議を定期的に行い、内容を検討するとともに、検証のための訓練を繰り返し行い、完成度の高いものを目指す。</p>

H29 年度 主要事業		担当課	福祉課
事業名	管内及び所内の災害体制の充実		
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;            継続 所内災害時対応書の見直し            H23 入所系社会福祉施設大規模災害時情報伝達訓練（医療救護訓練との連携）の実施            H24 入所系社会福祉施設（土砂災害警戒区域外）災害時対応カルテ作成・入所系社会福祉施設を対象にした研修会開催、ICS の考えを導入した所内災害時対応マニュアルの作成            H25 所内対応マニュアル（急性期用） 災害時対応書の見直し            H26 災害救助法関係事務が防災危機管理課に所管替え            入所系社会福祉施設向けの研修会、町の担当者向け福祉避難所に関する研修会の実施            社会福祉施設防災カルテの更新、災害救助法の所管替えに伴う所内体制の見直し            H26・27 少人数参集時に誰でも行動できるアクションカードの作成に着手            H28 アクションカードの検証訓練及び検討会議の開催</p> <p>&lt;課題&gt;            アクションカードは、担当以外や自所属以外の職員であっても、医療救護・情報収集等の作業を実施するものであるため、可能な限り平易なものでなければならない。            アクションカードに記載する業務は、必要最小限で緊急性の高いものの優先順位を付けて作成する必要がある。            今後、アクションカードに記載する業務を拡大するとともに、業務検証のための訓練や検討会を繰り返し行い、完成度の高いものを目指す必要がある。</p> <p>平成 26 年 2 月の豪雪被害をうけ、同年 10 月に山梨県地域防災計画が改正されたが、職員のとるべき行動や各町との関係、情報収集システム等の全容が把握できていない状況である。今後、これらの課題に応じた対応が必要となる。            管内社会福祉施設との情報伝達体制を堅持する必要がある。</p>		
内容	<p>アクションカードを用いた検証訓練の実施と、対象業務の拡大・検証            ・H27 に作成したアクションカードを H28 に引き続いて、検証訓練及び検討会議を繰り返し開催する。            ・アクションカードの対象業務を拡大し、その内容を検証する。            所内対応マニュアル（急性期用）の修正            ・H25 に見直しを行った所内対応マニュアルとアクションカードとの整合性を図る。</p>		
全体計画・留意事項	<p>防災危機管理課及び峡南地域県民センターとの連絡調整。            地域防災計画や医療救護マニュアルに配慮して作成。            アクションカードの対象業務を順次追加。            業務内容の緊急性や重要度に基づき優先順位をつけて作成。            アクションカードの検証訓練及び検討会議を繰り返し開催し、完成度の高いものを目指す。</p>		

H29 年度 主要事業		担当課	福祉課
事業名	峡南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化		
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>H18.4～ 南部地区特別支援連携協議会が発足（事務局：わかば支援学校ふじかわ分校） （目的）特別支援教育を推進するためのネットワーク形成、研修等</p> <p>H22.4～H25.3 モデル市町村（峡南5町）支援体制サポート強化事業を委託実施 ・事業委託先：社会福祉法人くにみ会（峡南圏域相談支援センター運営） ・事業内容：支援関係機関連絡調整会議（年4回）スキルアップ研修会（年1回）</p> <p>H25 峡南教育事務所とわかば支援学校ふじかわ分校（以下「ふじかわ分校」と言う。）と連携して事業を実施することの合意を得た。</p> <p>H26～ 2つの研修会を峡南教育事務所と共催で開催（グループワーク・講演会）</p> <p>H27 峡南地域の発達障害児に対する支援機関を網羅した一覧表の作成。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>対象・目的が重複している南部地区特別支援連携協議会との連携強化。 将来的には生涯を通しての支援となるが、関係機関が多く、総花的検討になりがちであるので、当面は部分的・集中的に体制整備を検討していく必要がある。 今後、小学校から中学校、中学校から高等学校へのつなぎの支援について、峡南教育事務所、ふじかわ分校及び当所健康支援課と協議していく必要がある。</p>		
内容	<p>発達障害者支援は、生涯を通じて取組む必要があるが、障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、H26 から小学校までの幼児期に重点的に取組んでいる。</p> <p>H29 は、発達障害者地域支援マネージャーの実施するアンケートを基にしながら、小学校から中学校、中学校から高等学校へのつなぎの支援についての検討を行う。</p> <p>町の支援体制整備への支援（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管内の町の自主性を求める中で、町の状況や要請に応じて支援を行なっていく。</li> <li>保健師等の会議に参加し、関係機関の情報共有と連携の必要性について働きかけを行う。</li> </ul> <p>研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携強化を目的とした研修会の開催（7月）</li> <li>スキルアップを目的とした研修会の開催（2月）</li> </ul> <p>H27 に作成した支援機関一覧表を研修会で配布し、周知・活用を図る。</p> <p>他の支援機関等との連携（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南部地区特別支援連携協議会等の圏域的会議との連携</li> <li>峡南教育事務所との共催による研修会の実施</li> <li>県全体会議である「発達障害者支援体制整備検討委員会」等との連携</li> <li>峡南圏域相談支援センター等の支援機関との連携（随時）</li> </ul> <p>小学校から中学校、中学校から高等学校へのつなぎの支援についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>峡南教育事務所、ふじかわ分校及び当所健康支援課と協議</li> </ul>		
全体計画・留意事項	<p>各町で生涯を通して一貫した支援が行える体制整備のための支援</p> <p>各町の担当者が一堂に会する機会を作り、各町の支援体制整備の機運を醸成する。</p> <p>関係支援機関の連携を促進するための支援</p> <p>会議・研修会等の機会を通し、連携を呼びかけていく。</p> <p>将来的には、町の支援体制の連携ができたところで、県として、広域的に検討すべき事項について支援を行う。</p> <p>高校・ハローワークとの連携など町段階では難しい機関との中継ぎを行っていく。</p> <p>小児段階から成人段階まで支援機関の連携体制を段階的に整えていく。</p>		

H29年度 主要事業		担当課	生活保護課
事業名		就労支援の充実・強化	
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>平成17年度より、当事務所と公共職業安定所（以下、「ハローワーク」）との連携によって生活保護受給者（以下、「被保護者」）個々の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施してきた。また、平成25年度からは、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象とした「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施している。</p> <p>平成27年度から生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護には至らない生活困窮者を対象とした「生活困窮者自立相談支援事業等」がスタートした。当事務所では、住居確保給付金事業を実施している。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>保護からの脱却には、早い段階での就労支援が効率的であるため、就労可能な被保護者には強力で就労支援を行い、自立促進を図って行く必要がある。</p> <p>稼働能力がある被保護者の就労促進に当たっては、ハローワークへのCWや就労支援員による同行相談等による効果的な就労指導を行うとともに、情報提供しても応募等しないケースについては、文書指導等による指導強化を図って行く必要がある。</p> <p>生活困窮者自立支援事業の円滑な執行のため、同事業の受託事業者である山梨県社会福祉協議会と密に連携を図って行く必要がある。</p>		
内容	<p>当事務所とハローワークで定めている生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書に基づき、年度当初に事業実施計画の見直しを行い、生活保護受給者等に対する効果的・効率的な就労支援を行う。</p> <p>CWと就労支援員は、6月を目途に就労能力・就労意欲を一定程度有し就労による自立の可能性が見込める者と、就労意欲が低い等の課題を有し就労意欲の喚起など特別の支援が必要な者を選定し、ハローワークへ就労支援対象者として要請する。</p> <p>稼働年齢にあって傷病等を理由に就労していない被保護者については、四半期に1回程度、定期的な病状調査を実施し、就労可能と判断された者は文書指導等を視野に入れた積極的な就労指導を行う。</p> <p>昭和町におけるハローワークの巡回相談は継続して実施し、被保護者に対しても引き続き同相談の積極的な活用を指導していく。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく住居確保支援給付金事業については、県社協や町との連携を図りながら、利用者が生活困窮状態から早期に脱却できるよう就労支援を行う。</p>		
全体計画・留意事項	<p>就労が可能にもかかわらず、積極的な就労活動を行わない被保護者に対しては、文書指導も視野に入れた就労指導を強力に実施する。</p> <p>定期的に当事務所とハローワークで情報交換を行い、支援対象者について情報の共有化を図る。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく事業については、県社協と連携を図りながら事業の円滑な執行に努めて行く。</p>		

事業名	訪問調査活動の充実	
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;                      当事務所の管轄地域は、峡南5町と昭和町である。峡南地域は山間地で過疎化・高齢化が進行している地域である。一方、昭和町は都市化が進み、地域コミュニティによる相互扶助が希薄な地域である。このため管内の被保護者世帯の抱える個々の問題も地域によって大きく異なっている。</p> <p>近年、生活保護世帯数、保護率ともに上昇する傾向にあり、生活保護に関わる相談件数、申請件数とも増加傾向にある。</p> <p>訪問調査活動は、生活保護制度の中核をなす重要な業務であることから、被保護者世帯の生活状況を的確に把握し、適切な援助につなげるよう努めている。</p> <p>&lt;課題&gt;                      事務所から遠距離にある生活保護受給者宅の訪問では、被保護者が不在の場合は再度訪問することが難しく、電話等による状況確認のみになってしまう場合もあるため、不在時の対応方法についてその都度検討する必要がある。</p> <p>生活保護受給者世帯（以下、「被保護者世帯」）によっては、CWのみの対応では対応が困難なケースもあるため、所内の専門的知識を持った職員や関係する町の保健師等、関係機関と連携を図りながら対応する必要がある。</p> <p>保護停止中の被保護者世帯についても、訪問活動を実施して世帯の状況把握に努める必要がある。</p>	
内容	<p>訪問調査活動は、生活保護制度の中核をなす重要な業務であることから、被保護者世帯の生活状況を十分把握したうえで、適切な訪問格付に基づき年間訪問計画を定め、訪問調査を実施する。また、調査結果に基づき被保護者世帯への援助方針の見直しを随時行うとともに、援助方針は個々の被保護者世帯の課題を分析し、その課題に応じた具体的なものとする。</p> <p>精神疾患を持つ被保護者（疑われる場合も含む）については、必要に応じて専門的知識を有する者を同行して訪問調査を実施する。</p> <p>困難な課題や対応が難しいケースなどについては、査察指導員等の同行訪問や課内での事例検討、ケース診断会議で協議するなど組織として対応していく。</p> <p>訪問調査活動においては、訪問目的を明確にした上で訪問し、その被保護者世帯の生活状況等の実態を把握する。</p> <p>地理上再調査が困難な被保護者世帯については、町の担当職員による訪問など、町との連携を図りながら、適宜適正な保護の実施に努めていく。</p>	
全体計画・留意事項	<p>CWは策定した年間訪問計画に沿って、訪問調査活動を的確に実施する。</p> <p>査察指導員は、CWが訪問調査により被保護者世帯の生活状況を把握しているか、訪問目的が達成されているか等を審査・指導し、CW業務の進行管理を行うことで、就労指導の徹底、医療扶助の適正な運営、年金受給資格の短縮(加入期間が25年から10年に変更)に伴う年金受給指導、不正受給の防止等を図り、生活保護の適正な執行につなげる。</p> <p>月1回時期を決めて困難ケース等の対応、各CWが抱える問題等について課内で情報交換を行い、被保護者世帯への対応についての共有化を図る。</p>	

事業名	地域包括ケアシステムの構築
<p>経緯・課題</p>	<p>&lt;経緯&gt;                      峡南地域は県内で最も高齢化が進んでいる地域であるが、保健・医療・福祉でのサポート体制が不十分であることから、地域住民が住み慣れた住宅での生活を継続できるような「地域包括ケアシステム」を構築することが早急の課題となっている。在宅医療の支援に関しては、これまでに「峡南医療圏地域医療再生計画」に基づき、5町が事業主体となり峡南在宅医療支援センターと峡南在宅ドクターネットの運営が行われてきた。H28.4～峡南在宅医療支援センターの機能を強化し、これまでの取組に加え、介護保険の地域支援事業として、包括的支援事業の在宅医療・介護連携の推進事業の一部を各町が委託し、連携して取り組んでいる。                      各町に対しては、地域ケア会議の開催に向けて支援を行った。また、認知症対策として、郡医師会による認知症相談窓口、専門医、地域包括等と連携した支援体制づくりに取り組んできた。                      第7期介護保険事業計画（H30～H32）の策定準備。（第6期計画からの地域包括ケア推進計画としての位置づけの継承と第8期、第9期を見据えた段階的取組の推進）</p> <p>&lt;課題&gt;                      地域包括ケアシステムの構築に向け、各町が第6期介護保険事業計画に位置づけている新しい総合事業、在宅医療・介護の連携、認知症の支援体制づくり等の適正な進捗管理。また、各町単独では対応が困難な事業について広域的な環境整備。併せて、地域包括ケアシステムの深化・推進のための第7期介護保険事業計画策定。                      「認知症初期集中支援チーム」の設置及び認知症地域支援推進員未配置町への支援。圏域での認知症支援体制の強化。                      峡南在宅医療支援センターと各町の連携による在宅医療・介護連携体制の構築。                      生活支援体制整備事業（協議体の設置、コーディネーターの配置）への支援。</p>
<p>内容</p>	<p>各町が実施する第6期介護保険事業計画（H27～H29）に位置付けられた、在宅医療・介護の連携、認知症支援、生活支援サービス等の整備に向けて、進捗状況を把握し必要な支援を行う。また、第7期介護保険事業計画（H30～H32）策定に向けて、国からの情報収集に努め、各町の同計画の策定段階において県健康長寿推進課と連携し、広域的な見地からアドバイスを行うほか、制度改正等について峡南圏域の各町の担当者を対象とした勉強会を開催する。                      H29.10～広域設置が合意された認知症初期集中支援チームの設置に向けての支援と、認知症地域支援推進員の配置働きかけ（早川町）を行うとともに、H28年度実施した認知症相談窓口（もの忘れ相談医）及び関係者への調査結果を基に、チームを中心とした認知症支援体制フローチャート作成等、より実効性のある認知症支援体制の強化を図る。                      各町が、在宅医療介護連携拠点である峡南在宅医療支援センターに委託した、在宅医療・介護連携の推進事業の取組への支援を継続する。特に、H28年度までは当所で主催した峡南地域の保健医療福祉従事者が一堂に会した多職種による研修会について、H29からは各町とセンターが、地域の問題解決に向けた研修会として共同実施することへの支援。                      各町の地域ケア会議への参画や先進事例の情報提供等、生活支援体制整備事業への支援。</p>
<p>全体計画・留意事項</p>	<p>各町の第6期介護保険事業計画の進捗支援と合わせ、地域包括ケアシステム構築に向けた第7期介護保険事業計画策定について支援する。（国の基本指針案 H29.6 頃予定）                      H29.10 設置に向けた峡南地域認知症初期集中支援チームへの支援と認知症地域支援推進員の全町配置、チームを中心としたより実効性のある認知症支援体制の構築を目指す。                      峡南在宅医療支援センターと各町の連携による在宅医療・介護連携の推進事業への支援。                      協議体の設置等、生活支援体制整備事業への支援。</p>

事業名	介護サービス事業者の指導監督及び各町に移管される業務等に関する支援の強化
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;                      H18.4 改正介護保険法の施行を受け、H18.10.23 付で厚生労働省老健局から新たな指針が示されたことから、H19 年度より、県が制定した指導・監査実施要綱に基づき、介護サービス事業者に対し、指導・監査を実施している。                      事業者への指導においては、適切でより良いサービスを提供できるよう、事業者を育成支援することを主眼として指導を実施している。                      H28.4 から、小規模な通所介護事業所は地域密着型サービスへと移行し、指定・指導の業務が各町に移管された。H30.4 から居宅介護支援事業所の指定・指導事務も町へ移譲予定。                      H29.4 から、介護予防給付の訪問介護、通所介護については、各町の実施する介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行。</p> <p>&lt;課題&gt;                      事業者                      ・介護サービスを提供するために遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱いについて事業者への周知徹底。介護報酬請求の適正な執行。                      法令遵守と併せて、サービスの質の向上を図ることが不可欠。個別の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性についての事業者への理解促進。                      ・県条例による非常災害対策に関する基準について、対策が不十分な事業所への対応。                      ・介護職員の人材不足及び介護職員確保のため処遇改善加算の取得促進。                      各町（保険者）                      ・介護予防給付（訪問介護、通所介護）の新しい総合事業への円滑な移行。                      ・各町には、県から移管された小規模通所介護事業所への指導手法及び H30.4 から権限移譲される居宅介護支援事業所の指定・指導監督業務についての情報・経験の不足。</p>
内容	<p>介護サービス事業所に対して運営基準や報酬算定要件について、各保健福祉事務所が連携し、県で統一したサービスごとの説明資料、問答集や共通の指摘事項集を作成し、集団指導を行う（6月）。                      実地指導（対象：管内の約3分の1の事業者）では基準の遵守と併せて「認知症対応」「高齢者虐待防止」「非常災害対策」等実施（7月～3月）                      ・事業所の非常災害対策について、国の調査と合わせ県条例に基づいた指導・助言。                      ・介護職員の確保が図られるよう、事業所おける処遇改善加算の取得を促進。                      ・H30 介護報酬改定に向けた事業所説明会等。                      各町の地域密着型サービス事業所等に対する指導方法について、各町の意見を聞きながら、各町に集団指導の共同開催あるいは同席を求め、必要に応じて小規模通所介護事業所の実地指導に同行する等支援を行う。併せて、居宅介護支援事業所への指導方法について、集団指導の同席及び実施指導の同行を働きかける。</p>
全体計画・留意事項	<p>事業所に対し、法令遵守と併せて、個別の利用者に対するサービスの質の向上の重要性について理解促進を図るとともに、H29 は、非常災害対策の徹底と処遇改善加算の取得促進について支援を強化。                      H30 介護報酬改定に向けた事業者への指導。                      各町に対し、移管された地域密着型サービス事業所及び権限移譲が予定される居宅介護支援事業所に対する指導手法の伝達等支援を行う。                      移譲に伴う保健福祉事務所の業務分掌、人員体制の検討。</p>

H29年度 主要事業		担当課	衛生課
事業名	食品による事故の防止および食品の安全性確保の充実		
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>食生活環境（生産、流通、消費）の多様化により、食品の安全性を確保するためには、様々な危害要因を考慮し対応を行う必要がある。このため県では毎年「山梨県食品監視指導計画」を策定し、食品による事故の防止、安全確保の取り組みを行っているところである。</p> <p>平成28年は、管内において食中毒の発生はなかったが、県内では7件（ノロウイルス2件、アニサキス2件、カンピロバクター2件、ウエルシュ菌1件）発生がみられた。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>これらの発生状況を踏まえ、大規模食中毒対策として、特にノロウイルス対策を中心に学校や福祉施設などの集団給食施設や、弁当製造施設に対する大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底と食品等事業者に対する衛生指導を強化する必要がある。</p> <p>また、平成27年4月改正の県食品衛生法施行条例に基づく HACCP（食品の安全性に係る危害分析・重要管理点方式）による衛生管理手法について、食品営業事業者に周知・導入を図っていく必要がある。</p> <p>平成26年8月に早川町、平成29年3月には富士川町に野生鳥獣肉（ジビエ）の処理施設が完成し、野生鳥獣肉活用の広がりが見られるなか、ジビエによる人への健康被害防止対策として積極的な衛生指導が必要である。</p>		
内容	<p>大規模食中毒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団給食施設への監視指導の実施・・・5～12月</li> <li>・集中監視の実施（身延、下部地区）・・・7月</li> <li>・夏季、冬季一斉監視・・・・・・・・・・8、12月</li> <li>・食品衛生推進月間の実施・・・・・・・・・・8月</li> </ul> <p>HACCP（食品の安全性に係る危害分析・重要管理点方式）による衛生管理手法導入の推進及び衛生管理に関する届出を指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品営業者（弁当製造施設等）への講習会の実施・・・10、2月</li> <li>・営業許可・更新申請時における窓口指導の実施・・・4～3月</li> </ul> <p>ジビエによる人への健康被害防止対策（峡南保健所事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉細切工程の衛生状況を確認・・・4月～10月</li> <li>・厚生労働省の厚生科学研究へ協力・・・・・・・・・・随時</li> </ul>		
全体計画・留意事項	<p>&lt;全体計画&gt;</p> <p>学校や福祉施設などの集団給食施設や、弁当製造施設に対して、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底を行い、食中毒の発生防止及び感染拡大防止を図る。</p> <p>HACCP（食品の安全性に係る危害分析・重要管理点方式）に基づく衛生管理方法の導入を推進し、施設衛生管理者のみならず、調理従事者、営業者が衛生管理に対する共通認識を持つことにより衛生レベルの向上を図る。</p> <p>ジビエについて、食肉細切工程における危害分析、衛生的な処理の実施、検証といった衛生管理により人への健康被害防止を図る。</p> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <p>管内では食品営業者の高齢化が進んでいることから、新しい衛生管理手法である HACCP について、わかりやすく理解して貰うことが必要であり、具体的な例示や説明パンフレットなどを用いた丁寧な指導を行っていかねばならない。（説明の長時間化）</p> <p>厚生労働省の厚生科学研究事業に積極的に協力していく。</p>		

H29年度 主要事業		担当課	衛生課
事業名		生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止	
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;            旅館、公衆浴場、理容所及び美容所等の生活衛生関係営業は、住民の日常生活に不可欠なサービスを提供し、住民生活の質の向上に重要な役割を担っている。            このため、住民生活に密接に関係しているこれら生活衛生関係の衛生水準の維持向上を図るため施設監視を実施し、健康被害の発生防止に努めている。</p> <p>&lt;課題&gt;            自宅の一部や別荘、マンションの空き家に観光客らを有料で泊める「民泊」について、平成29年3月に住宅宿泊事業法（案）が閣議決定され今年度中に法案が成立する予定である。            入浴施設を原因とするレジオネラ症患者の発生は大幅に増加しており、これら施設に対し「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づく衛生指導を実施し、事業者の自主管理体制の推進を図る必要がある。            近年、美容技術の進歩や利用者の嗜好の変化により、美容所等で行われている美容行為も多様化し、今までなかった「まつげエクステーション」等による健康被害が報告されている。</p>		
内容	<p>住宅宿泊事業法（案）について厚生労働省や関係機関から情報収集を行い対応する。            入浴施設を有する旅館、公衆浴場及び社会福祉施設の監視指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆浴場、旅館等の立入検査・・・6～2月</li> <li>・社会福祉施設等に対する衛生管理方法の助言・・・随時</li> <li>・入浴施設におけるレジオネラ感染症対策講習会の実施・・・2月</li> </ul> <p>健康被害の状況等の実態把握を行うとともに、理・美容所における資格者の確認及び施設衛生管理の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美容所、理容所への立入調査及び衛生指導・・・6～2月</li> </ul>		
全体計画・留意事項	<p>&lt;全体計画&gt;            入浴施設への立入調査を実施し、「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づく自主衛生管理の実施状況について確認、指導を行い、自主管理体制の確立を図る。            また、入浴施設の衛生管理方法等について施設の管理者並びに施設の営業者に対しても講習会を開催し周知していく。            理容所、美容所においては、施設の衛生管理、器具等の消毒方法を確認するとともに、美容所における「まつげエクステーション」の実施の有無および資格者による施術の確認を行い、健康被害の発生を未然に防止する。</p> <p>&lt;留意事項&gt;            管内では、入浴施設の泉質により、遊離残留塩素による水質管理が困難な施設がいくつか見られるため、衛生環境研究所と協力し、遊離残留塩素以外による浴槽水の水質管理方法についての情報収集に努める必要がある。            美容師としての資格があっても、まつげに関する知識や技術的な訓練を受けていなければ危害を生じやすいため、まつげエクステに関する知識や技術向上に関する取組が必要である。</p>		

H29年度 主要事業

担当課

衛生課

事業名	薬物乱用防止対策
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt; 元プロ野球選手による薬物乱用事件や「大麻栽培で町おこし」「大麻は危ない薬物ではない」などの誘い文句で、大麻栽培や大麻使用を推奨する事例が全国各地で発生した。 薬物犯罪者の取り調べを何件も担当した元刑事によると、こうした薬物乱用者は低年齢化がみられ、薬物乱用を始めるきっかけとして「一回使うくらいなら」「痩せられる」「眠気覚まし」等の他に、特に若年層では、就職や進学などの悩みを抱えた学生が「好奇心」、「はずみ」といった明確な使用目的がない動機が増加している。 このため、啓発活動の「ダメ、ゼッタイ」普及運動や学校教育等の場での薬物乱用防止活動を実施し、薬物乱用防止対策を図っている。</p> <p>&lt;課題&gt; 峡南保健所管内には17名の薬物乱用防止指導員が委嘱されていることや、警察や保護司などとの連携を図り、地域に根ざした薬物乱用防止活動を展開した普及活動に努めていく必要がある。</p>
内容	<p>管内学校長、養護教諭、薬物乱用防止指導員、保護司などとの連絡調整・・・4月～5月</p> <p>管内小中学校、高校性を対象に薬物乱用防止教室の開催・・・6～2月</p> <p>青少年育成町民会議における啓発・・・6～9月（夏休み前）</p> <p>6・26ヤング街頭キャンペーンの開催・・・6月</p>
全体計画・留意事項	<p>&lt;全体計画&gt; 薬物乱用に染まっていない多くの人々が薬物乱用の恐ろしさについての正しい知識を身につけて、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境を作ることにあることから、関係機関と連携を図り、薬物乱用防止対策の一層の推進を図る。</p> <p>&lt;留意事項&gt; 薬物乱用防止指導員など関係者との事前打合せや、薬物乱用防止教室の役割分担について調整を行う必要がある。 薬物乱用防止教室の開催にあたり、教育委員会、小・中学校、高校と日程調整を早い時期に調整しておく必要がある。</p>

H29 年度 主要事業		担当課	地域保健課
事業名		災害時医療体制の充実	
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する可能性のある集落が存在し、県内で最も高齢化が進行している地域でもあることから、平時から町や関係機関と密接な連携を図り、災害発生時の迅速な初動対応ができるよう、平成 21 年度から峡南地区独自で管内医療機関を初めとする関係機関が参加した医療救護訓練をしている。</p> <p>平成 26 年度からは県医務課主催の全保健所同一日の情報伝達訓練に併せ各種訓練を実施しているが、平成 27 年度は併せて市川三郷町での医療救護所設置訓練及び DMAT 隊によるトリアージ研修会を開催。平成 28 年度は、例年の医務課主催の大規模災害時情報伝達訓練（10/21）に加え、内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練（8/6）と県防災危機管理課主催の山梨県地震防災訓練（11/20 早川町）にも参加し、地区医師会との連携の確認と、より実践にむけた課題の検証を行うことができた。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>昨年 4 月の熊本地震の発生を踏まえ、災害時の情報ツールである衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等については、職員の入替わる年度当初から、少しでも多くの職員が操作できる体制整備が必要である。</p> <p>各種訓練の実施で、関係施設において既存の衛星携帯電話設置場所で電波を捕捉できない状況が発生した事を受け、関係施設の設置場所は、被災時の対応事務室の設置場所も含め、複数の場所を確認し把握しておく必要がある。</p> <p>情報伝達訓練において、医療救護班要請に伴う派遣決定の連絡方法等について、確実な連絡ができる体制の検討等を行う。</p> <p>町の医療救護所の設置について、具体的な設置レイアウトの作成、備品・医療資機材確保など、設置に向けたマニュアル作成も含めた準備が必要である。</p> <p>現在整備されている、衛星携帯電話などの災害情報ツールも使用不可能な状況を想定した通信手段の確保と、地区災害対策本部と現地調査班の連絡通信手段としてのデジタルトランシーバーの運用について、具体的な検討を進める必要がある。</p> <p>○医療救護対策本部設置予定施設の倒壊・水没を想定し、代替え設置場所の検討も進める必要がある。</p>		
内容	<p>大規模災害を想定した訓練の継続実施</p> <p>1 県医務課主催の大規模災害時情報伝達訓練の実施</p> <p>情報伝達訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況報告、院内状況確認、医療救護班応援要請・出動要請、医薬品要請供給状況報告等の関係機関等における EMIS 入力操作。所内複数職員による EMIS 代行入力等の操作確認。</li> <li>管内関係機関、県災害対策本部、他保健所等との情報伝達と連携の確認。</li> </ul> <p>情報収集・伝達体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初から衛星携帯電話・EMIS の操作研修の開催と、関係機関への同研修の働きかけ。</li> <li>所内プロジェクトチームメンバーのスキルアップ。</li> <li>山梨県大規模災害時医療救護マニュアルにおける関係機関の役割を確認と様式等の検証。</li> </ul> <p>2 町及び関係機関・団体等の対応力の強化</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星携帯電話・EMIS等の災害時情報ツールの操作マニュアルの提供と早期研修の勧奨。</li> <li>・広域災害救急医療情報システム（EMIS）操作練習期間の提供とヘルプデスク対応。</li> <li>・医療救護所設置訓練やトリアージ研修会等を通じ、災害時の医療救護所・医療救護班における地区医師会を初めとする関係機関の連携の強化。</li> <li>・訓練参加機関担当者による事前事後会議を開催し、訓練前のスキルアップと訓練後の評価検証と改善策の検討を行うと共に、災害体制に関する関係者間の情報共有を行う。</li> </ul> <p>3 医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内1町による医療救護所の設置訓練を開催し、専門機関（DMAT 隊、消防）等による指導助言と他町及び関係者による意見交換を行う。</li> <li>・トリアージ研修会を開催し、医療救護活動のスキルアップを行う。</li> </ul> <p>既存の災害情報ツールが使用不可能な状況を想定した通信手段確保の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型デジタルトランシーバーの運用について、具体的な検討を進める。</li> </ul> <p>医療救護対策本部代替え設置場所の検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップ等による被災想定を踏まえた検討を進める。</li> </ul>
<p>全 体 計 画 ・ 留 意 事 項</p>	<p>10月～11月頃に、県下一斉情報伝達訓練において、関係機関との情報報告、共有等の訓練が実施される予定。昨年度の課題や改訂された様式を検証し、災害体制の強化を図る。  <a href="#">本年3月から導入された「総合防災情報システム」の円滑な運用に向けた取り組みも必要である</a></p>

事業名	在宅医療の推進
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;                      平成21年11月「峡南医療圏地域医療再生計画」を策定し、峡南地域医療連携協議会及び専門4部会を設置した。このうち在宅医療支援部会で在宅医療のモデル地区をめざし推進を図った。平成23年4月、峡南在宅医療支援センターを設置し、医療機関の協力を得て峡南在宅ドクターネットを開始し、複数の医師が連携して在宅医療を支える体制を整えた。                      平成26年3月地域医療再生計画終了に伴い、同年4月在宅医療支援センターは5町と県が事業主体となり飯富病院に運営管理を委託。平成26年12月から峡南地域在宅患者情報共有システム(コメット)試行運用開始、平成27年4月本運用開始。平成28年度からは、これまでのセンター事業に町の在宅医療介護連携推進事業を加え委託するかたちで5町による委託運営を行っている。</p> <p>&lt;課題&gt;                      峡南在宅医療支援センター業務が明確化されたことから、町及び関係機関が連携し、峡南管内における在宅医療・介護連携推進の拠点となるよう機能強化を行う必要がある。コメットについて新たな利用申請はあったが、利用実数は増えていない。全国的にもICTを活用した多職種連携が推進されており南全域での活用推進について検討が必要。管内の医療提供体制整備のため、一般医と専門医との円滑な連携構築が課題である。峡南在宅ドクターネットの利用が少ない。作成された医療・介護マップの活用を踏まえ、ドクターネットの活用促進方法について関係機関と共に検討していく必要がある。峡南各地域の情報交換会の実施状況について整理し、方向性や実施方法をセンター、5町と検討していく必要がある。                      峡南在宅医療支援センターが峡南地域の在宅医療の拠点として定着するよう、関係機関と連携して支援する必要がある。</p>
内容	<p>所内関係各課、及び町を初めとする関係機関と連携し、在宅医療の拠点となる峡南在宅医療支援センターの運営を支援し管内の在宅医療の推進を図る。</p> <p>1 峡南在宅医療支援センターの運営支援                      (1) 峡南在宅医療支援センターの周知及び事業の効果的推進と定着に向け支援を行う。                      峡南在宅ドクターネットの活用促進方法についてセンターを中心に関係機関で協議検討を行い、住民及び関係機関への周知と利用促進を図る。                      コメットの円滑な運営について、峡南全域での活用が図れるよう支援を行う。                      峡南各地域の情報交換会が継続実施できるよう支援を行う。                      (2) 峡南在宅医療支援センターの運営について5町や飯富病院等関係機関と協議し、機能強化が図れるよう支援する。                      南在宅医療支援センター運営会議にオブザーバーとして参加し助言等を行う。</p> <p>2 所内関係各課と連携した在宅医療介護推進事業を通じた支援                      在宅医療体制整備に向け、管内関係機関、関係職との連携を効果的に図り事業を推進する。                      所内在宅医療・ケア推進会議等で、センター支援に向けた所内連携を行う。                      健康支援課の開催する多職種連絡会議、多職種人材育成研修会に参加・協力する。                      峡南在宅医療支援センターと町が共同開催する、峡南地域在宅医療・介護関係者等研修会や地域住民への普及啓発事業に協力する。</p>

全体計画・留意事項	<p>峡南在宅医療支援センターが峡南地域の在宅医療の拠点として定着するよう、平成 28 年度に明確化された事業・業務の機能強化を図るため、関係各課と協働し支援を行い、峡南管内における在宅医療・介護連携推進の基盤づくりを行う。</p> <p>ドクターネットやコメントの利用促進について実務者会議等で話題提供し、取り組み強化を図っていく。</p>
-----------	---

H29年度 主要事業		担当課	地域保健課
事業名		いのちのセーフティネット体制の推進強化	
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>当管内の自殺者数は、全国データと同様 10 年前と比較して減少傾向ではあるが、人口 10 万対の自殺率は 27.9 と県平均の 22.2 を上回っている状況である。当管内の自殺者の 8 割が男性で、50、60 歳代の働き盛りの年代が最も多く、県・国データとの比較では 80 歳代の高齢者の自殺者割合も高い状況である。</p> <p>対策として、平成 21 年度から、「峡南地域セーフティネット連絡会議」開催し、対策にあたる関係者の、顔の見える関係づくりを目指し、情報の共有と連携の強化を図っている。また、働き盛り世代と高齢者世代に自殺者が多いことから、働き盛りのメンタルヘルスの推進と、高齢者在宅支援関係者の人材育成を目的に、出張メンタルヘルス講座や自殺関連問題対応力向上研修会等を実施してきた。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>自殺対策は長期継続した対策が必要となるため、引き続き、関係機関の連携強化、相談支援、普及啓発、人材育成、ハイリスク者支援等の 5 つの柱を軸に、事業を継続していく必要がある。</p>		
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>管内各町、関係機関及び関係団体との連携強化、対策への協力体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>地域セーフティネット連絡会議の開催 <p>町、警察、消防、商工会等の情報交換、連携強化のための連絡会議を開催。</p> </li> </ul> </li> <li>企業、商工会、介護関係などの事業所等を対象に、出前形式のメンタルヘルス講座を開催。 <ul style="list-style-type: none"> <li>出張メンタルヘルス講座の開催 ... 通年 <p>働き盛りの年齢層のメンタルヘルスの向上を図るため、各町商工会、労働基準監督署等と連携し、精神科医・保健所専門員等による出前形式のメンタルヘルス講座を実施。</p> </li> </ul> </li> <li>住民の心の健康保持・増進、早期発見・治療に結びつける相談窓口等の周知と充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス講座や相談体制の周知と対応。 <p>関係機関や峡南地域・職域保健連携協議会と連携し、精神科医・保健所精神保健福祉相談員等による出前講座、メンタルヘルス相談を実施。</p> </li> </ul> </li> <li>管内各町が実施する自殺予防対策への協力と技術的支援。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策基本法の改正を踏まえ、各町が自殺対策に主体的に取り組むことができるよう、町の計画策定も踏まえ、協力・支援を行う。</li> </ul> </li> <li>ハイリスク者の支援体制の強化。 <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の見守り体制の構築を目的に県自殺防止センターが実施する、「高齢者見守り隊体制整備事業」における今年度のモデル事業に、管内 1 町を選定し支援を行う。またその他の町でも地域のゲートキーパー養成のための研修会が開催出来るように技術支援を行う。</li> </ul> </li> </ol>		
全体計画・留意事項	<p>「地域セーフティネット連絡会議」等を継続して開催することで、関係機関の取り組み状況や課題を共有し、連携強化を図ることで、点から面での対策・対応が期待できる。</p> <p>出張メンタルヘルス講座は、商工会等の協力を得ながら、事業所を中心に働きかけを行い、働き盛り世代へのメンタルヘルス対策を推進する。</p> <p>管内各町の自殺対策が効果的に実施できるよう、事業の企画から実施まで支援を行う。</p> <p>様々な問題が複雑に絡みあって自殺に至ることが多いため、各相談機関が抱える処遇困難事例に対して、積極的に関わりを持つなど、相談体制の支援・強化を行っていく。</p> <p>「高齢者見守り隊体制整備事業」の当管内におけるモデル事業の実施に伴い、県自殺防止センターと連携し、高齢者の見守り体制の整備や見守る人材の育成について技術的な支援を行う。</p>		

H29 年度 主要事業		担当課	健康支援課
事業名		在宅医療広域連携等推進事業	
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>平成25年度より住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、在宅医療の推進を図ることを目的に、在宅医療推進事業に取り組んできた。</p> <p>平成26年度には、峡南地域医療連携協議会の在宅医療支援部会を引き継ぎ、峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会の位置づけで、多職種が協議・連携する場（峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議）を設置。会議における多職種での協議や多職種人材育成研修会、住民への普及啓発事業を実施してきた。</p> <p>平成28年度からは、地域包括ケアシステムの構築に向け在宅医療の充実・強化を図るため、在宅医療・介護連携推進事業の主たる担い手を市町村と位置付け、市町村と医療関係との連携支援や広域連携・調整、人材育成の役割を担っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>事業の継続により地域における多職種連携の気運が高まっている。多職種連絡会議では、これまでまとめた10の地域課題について、療養者を主体とした課題に整理し、取組主体を確認、今後は連携の具体策、体制づくりについて検討していく必要がある。</p> <p>多職種人材育成研修会は、継続した開催を希望する声が多く、広域的な人材育成への期待が寄せられている。管内でも連携を目的とした研修会が多数開催される中、目的や対象を精査し企画する必要がある。</p> <p>地域住民への在宅療養の普及では、住民への啓発資料として完成した「在宅医療・介護の手引き」を引き続き啓発していく。</p>		
内容	<p>在宅療養者支援のための多職種連絡会議の開催 3回</p> <p>在宅療養を希望する者が、住み慣れた生活の場において必要な医療・保健・介護サービスを受けられるように、医療・保健・福祉従事者が協力しサポートしていく体制の構築を図ることを目的とし、市町村圏域を越えた在宅医療と介護の連携推進等について協議を行うため開催する。これまで地域課題として挙げられた10の課題について、療養者を主体とした課題に整理し、それぞれの課題に対し、取組主体を確認する。また、連携の具体策、体制づくりについて検討していく。</p> <p>多職種人材育成研修会の開催 2回</p> <p>在宅医療や医療・介護連携を推進する人材の育成を図るため、研修を行う。</p> <p>多職種連携による具体的な在宅療養を学び、関係者の資質向上、連携強化を目指す。</p> <p>「峡南地域在宅医療・介護の手引き」普及</p> <p>当所事業、関係団体事業などで啓発する機会を設け、手引きを活用できる人材を増やす。</p>		
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の地域支援事業として位置づけられている「在宅医療・介護連携の推進」は、平成28年度より、峡南在宅医療支援センターへ委託され、実施されている。各町独自の取組について、情報を得ながら、峡南在宅医療支援センターが実施する広域的事業については、効果的な役割分担を行い、支援していく。</li> <li>平成29年度末に事業終期を迎えるにあたり、これまでの取組の整理、成果の還元を行う。また、管内町の意向を踏まえ、平成30年度からの事業展開について管内町、峡南在宅医療支援センター等との協議、調整が必要。</li> <li>管内でも職能団体による協議・研修の場や、身近な地域での多職種連携の場が設けられてきている。取組への支援とともに、同様の事業については、目的や対象を精査したうえで連携を図り、役割分担のもと推進していく必要がある。</li> </ul>		

H29年度 主要事業		担当課	健康支援課
事業名	生活習慣病予防対策		
経緯・課題	<p>(経緯) かねてから特定健診結果でHbA1c 有所見者率が高いこと、運動習慣の無い者の割合が高いこと、若年者の介護保険申請が増加しているということが管内で共有化されており、生涯を通じての健康づくりを検討する場として、平成25年度に「峡南生涯健康づくりプロジェクト」を立ち上げ、5町の母子・成人・介護保険担当者の代表と保健所職員とがチームをつくり、課題の整理、取り組みの検討を行ってきた。H27年度は、峡南地域の健康課題の全体像についてライフサイクルに沿ったつながりが認識できるような、啓発用資料(リーフレット)を作成した。</p> <p>また、地域・職域保健連携推進協議会では、「働き盛りの健康意識を高め、健康づくりの取り組みをすすめるために」をテーマに、運動習慣定着へ向けて意見交換しながら、相互乗り入れの可能な運動の動機付けとなる啓発マップを作成した。</p> <p>(課題) 作成したマップを重点的に活用すべき世代への働きかけや活用方法について今後検討する必要がある。</p> <p>また、子どもの頃からの予防(母子保健・学校保健)が重要であり、管内の母子保健関係者、学校保健等との連携を図り、推進していく必要がある。</p> <p>行政職員だけでなく、関係者、地域住民とも広く課題を共有して健康づくりの取り組みを進めることが課題である。</p>		
内容	<p>峡南地域の課題である「糖尿病予防・重症化予防」「健診受診率向上」等について各分野、所属を越えて協働・連携をしていけるよう会議などを開催する。</p> <p>地域・職域保健連携推進協議会を開催し、連携・協働について検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 7月 各委員所属の情報共有と取り組みについての検討</li> <li>・第2回 1月 課題解決に向けた具体的な取り組みの検討</li> <li>・愛育会、食生活改善推進員など地域住民の主体的活動へ支援していく</li> </ul> <p>管内の生活習慣病対策担当者会議、母子保健担当者会議に参画する。 担当者会議で作成した生活習慣病予防のための啓発媒体を効果的に活用し推進するための周知をおこなう。</p> <p>母子保健推進会議の開催。</p> <p>子どもの頃からの生活習慣病予防について、管内の関係者・機関で課題を共有、検討することで、連携して対策を推進するための体制整備を進める。</p>		
全体計画・留意事項	<p>健康増進計画「健やか山梨21(第2次)」の取り組みとして推進する。 予防活動を活発化させ地域包括ケアシステムの構築に資する。 管内の関係者が、生活習慣病予防についての課題・取り組みの共有化を図れる場づくりを継続させ、それぞれの取り組みを活性化する。 たばこ対策、メンタルヘルス対策についても会議等を活用しながら啓発していく</p>		

事業名	難病患者の支援体制の整備	
経緯・課題	<p>(経緯) 平成 27 年 1 月から「難病法」が施行され、難病の患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくこととされた。指定難病の疾患は施行前 56 から 306 となった。</p> <p>また、小児慢性特定疾病対策の充実を目指すものとして、児童福祉法が平成 27 年 1 月から改正され、施行前 11 疾患群 514 疾病から、14 疾患群・704 疾病に拡大された。</p> <p>(課題) 医療費助成の申請受理、患者及び家族の療養生活など相談・支援や、支援ネットワークの構築、災害時を想定した平時の準備が必要である。</p>	
内容	<p>医療費助成の申請受理 申請手続きについて患者・家族・関係機関に適切に情報提供し、申請の受理を行う。</p> <p>患者及び家族の療養生活など相談・支援や、支援ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請手続きに併せ、療養者支援のための面接を行う。課内で定期的に新規申請者などのカンファレンスを行い、支援対象の決定、支援方法についての検討を行う。個別支援にあたっては、必要時、医療機関、町、難病相談支援センター、自立支援員など関係機関・者との連携を行い、支援ネットワークの構築につなげる。</li> <li>・患者・家族のつどい、ピア相談会、難病医療相談会、関係者会議などを行い、支援体制の構築を図る。小児慢性特定疾病児など長期療養児の家族を対象とした家族の集いを行う。</li> </ul> <p>災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小児慢性特定疾病医療受給者証」、「特定医療費（指定難病）医療受給者証」の更新事務手続きに併せ、災害時を想定した平時の準備について啓発を行う（市町村における災害時要援護者登録申請も含む）。</li> <li>・町から避難行動要支援者名簿の作成のため、要配慮者に関する情報提供を求められたときは、対象者の範囲や提供内容について協議を行った上で、情報提供を行う。</li> <li>・人工呼吸器使用患者についての名簿の作成と、マップの作成。また、災害時の支援計画について介護支援専門員や訪問看護師等の関係職種と情報共有し、役割の確認を行う。</li> </ul>	
全体計画・留意事項	<p>個別支援と「つどい」などの企画を連動させて支援を継続する。</p> <p>家族会、患者会について、患者等から学習会やつどいの希望内容について情報収集し、必要時対象者に情報提供を行う。</p> <p>医療受給者証更新手続きを機会として、自ら災害時を想定した平時の準備ができるよう啓発を行う。</p>	